

# 転向学生の復学とその後

## — 東北帝国大学・京都帝国大学における事例 —

桑 尾 光太郎

はじめに

本稿の目的は、昭和戦前期に治安維持法違反容疑によって検挙され退学等の処分を受けた大学生が、転向を経たのち処分を解除されて復学していく過程を明らかにすることにある。また、当事者である学生の復学後における活動や心情、卒業後の動向についてもみていく。東京帝国大学における学生の転向と復学については、すでに本紀要に発表したことがある<sup>〔1〕</sup>。その際、一九三三（昭和八）年の瀧川事件で東大と同様に抗議運動が昂揚した京都帝国大学や東北帝国大学など、他の高等教育機関に残されている学生関係資料の調査も求められることを述べた。本稿では東北帝国大学を中心に、京都帝国大学の事例も織り交ぜながら復学に至る道筋を比較していく。東北大学・京都大学にはそれぞれ東北大学史料館・京都大学大文学書館が設置され、学内の公文書および歴史的資料の保存整理および公開が進められている。東京帝大の事例と同様に、そうした資料を利用するとともに、また学内資料を駆使して編纂された『東北

大学百年史』を参照しながら、復学の過程とその後の軌跡を追うこととしたい。

### 一 京都帝大・東北帝大における転向学生の復学

瀧川事件がおこった一九三三年度、治安維持法違反容疑によって検挙・起訴された京都帝大学生は、それぞれ五四名・六名とされている。以後、検挙者は三四年度に三九名、三五年度に三名、三六年度に二名と減少し、起訴者は三四年度から三六年度まで一名も出ていない<sup>〔2〕</sup>。瀧川事件の後に左翼運動の退潮が決定的となるなかで、かつて運動に参加したことを理由に退学や除籍処分を受けた元学生、復学もしくは再入学が進められることとなる。

京都大学大文学書館蔵「評議会関係書類」によれば、一九三三年から三八年三月までにおいて、過去に退学・除籍処分を受けた元学生の復学が審議された件数は延べ九五名で、すべてが可決<sup>〔3〕</sup>復学許可されている。この九五名は思想問題によって処分を受けたと推測

されるが、そのうち八五名は授業料滞納のための除名として処分されている。一例を示すと次の通りである。

昭和七年六月廿五日 元文学部学生 H・H

同 十一月三十日 同上 T・K

右者何レモ授業料滞納ノ為頭書ノ日附ヲ以テ除名処分ヲ受ケタルモノノ処今回前者ハ文学部羽田教授、後者ハ成瀬教授ノ保証書相添へ再入学願出ニ付許可ノコト<sup>③</sup>

学生の復学には東京帝大における場合と同様に、国民精神文化研究所をはじめとする転向者受け入れ施設に入所し、一定の修養期間を過ごすことが条件となっていた。三三年九月二八日の評議会において復学を認められた元経済学部学生古井辰治は、「授業料怠納」を理由として一九三二（昭和七）年三月に除名処分を受けたのち、三三年一月に国民精神文化研究所に研究生として入所、同年九月二九日付で「成業」を認められた。同研究所に在籍した京大生は、判明する限りで七名いる<sup>④</sup>。

復学を認められた九五名のうちには、治安維持法違反による処分が評議会記録に明記された元学生もいた。一九三五（昭和一〇）年二月二一日の評議会では、「学生復学ノ件」として元法学部学生K・Iの復学が議題とされ、「右者思想関係事件ニ依リ昭和八年四月十日退学セシ者ノ処今回復学願出ニ付許可ノコト、右ハ次回評議会迄保留スルコト、ナレリ」と記されている。なぜ保留とされたかにつ

いては、その元学生が退学直前の三三年四月八日に起訴されたのち、執行猶予付の判決を受けていたからで、執行猶予中の元学生を復学させる事例が京大では初めてであったと思われる。その後、K・Iは三四年八月一五日付で国民精神文化研究所に入所し、研究生として過ごした後に復学を申し出た。この件は、続く三月七日の評議会ですら再び議題となり、復学が許可されるにいたった。

三五年一〇月一日に復学が可決された元法学部学生M・T、元経済学部学生N・Fの場合は、評議会記録に以下のメモ書きおよび兩名の行動経歴・家庭環境が綴じられている<sup>⑤</sup>。

法 M・T（松山）昭八、五、一三 放學 治安維持法違反及  
經 N・F（六高）同 右 不敬罪

昭七、一一、七日付学新創刊号不敬記事（何出毛云太郎投）

N 国民精神文化研究所長 依頼アリ  
M 大孝塾長ヨリ

起訴 八、四、八 治安維持法違反 不敬罪

処分 M 昭九、七、九 懲役二年猶予五年

N 昭九、四、一四 懲役二年六ヶ月（第一審）  
昭九、五、三〇 懲役二年猶予三年（第二審）

兩名のうちM・Tは三一年に法学部入学、翌三二年に京大学生自治会を経て『京大学生新聞』の印刷発行に携わり、一月上旬に共産青年同盟（共青）に参加、一二月一六日に検挙された。N・Fは

三一年経済学部に入學、同様に三二年から自治会に加入して『京大學生新聞』発行に携わり、一〇月下旬に共青加盟、党資金提供や赤旗受理などの容疑で一月一九日に検挙された。ともに三三年四月八日に起訴され、五月一三日に大学から放學処分を受けた。N・Fは、三四年一二月一五日に国民精神文化研究所に研究生として入所し、大学は同所長からの依頼を受け復學を検討したと思われる。M・Tは同じく転向者受け入れ施設である大孝塾に在籍したようであるが、それを示す資料は未見である。

京大評議會では一九三五年から三八年三月にかけて、「思想事件」による退學が明記された元學生一〇名の復學が可決されている。復學の件が評議會に上程されるまでには、転向者受け入れ施設からの依頼に加え、學生課や学部教授会によるさまざまな措置および判断が行われたと思われるが、具体的な手続きを示す資料を確認するには至らなかった。

京大、東大と並んで瀧川事件に際して學生の抗議運動が昂揚した東北帝国大学では、一九三三年度に治安維持法違反容疑によって検挙された學生は三一名、起訴された學生は六名である。以後、被検挙者・被起訴者は翌三四年度にそれぞれ六名・四名となり、三五年度・三六年度に被検挙者・被起訴者は出ていない<sup>(6)</sup>。東北大学史料館蔵「評議會議事録」を見ると、京大や東大の場合と異なり評議會において元學生各々の復學・再入學は議題とされていない。主として学部教授会の段階で、審議決定されたと考えられる。三三年四月一四日の評議會では、治安維持法違反容疑で検挙もしくは起訴さ

れた學生に対する処分方針が次のように記されている。

今般左傾思想ニ関シ多数學生ノ檢挙ヲ見タルトコロ其ノ中医学部學生三名法文学部學生二名ハ起訴セラルルニ至レリ。依テ学部長學生主事會議ヲ総長室ニ開催シ關係者ノ処分ヲ相談シタルトコロ、起訴セラレタルモノハ退學ヲ命シ起訴留保トナレル医学部學生二名ハ無期停學ニ処シ、其他較々輕キモノ法文二、医二ハ訓戒シテ自發的ニ退學願ヲ提出セシメ、改悛ノ見込十分ナルトキハ之ヲ保留スルコトトシ残余ノモノハ其ノ程度処分ヲ必要トセサルヲ以テ訓戒ニ止ム。

この後、起訴と退學を経て執行猶予判決を受けた元學生の復學が、評議會でとりあげられた。一九三六（昭和一一）年二月一八日の評議會において、石原謙法文学部長および那須省三郎医学部長より、次のような報告が行われた。

法文学部長ハ思想關係ニテ本學ヲ退學シタ者三名ガ昨年ノ秋復學ヲ願出ラルコト（中略）及ビ一般ニ改悛ノ實アル者ハ成ルベク學校ニ収容スルコトヲ文部、司法兩当局ハ希望セル旨ヲ紹介、コノ処置ハ學部ニテ決定スベキモノデアルガ全學的ニ關係アル事柄故學内一般ノ意向ヲ予メ知り得レバ幸ダカラ、便宜コノ機會ニ諸意見ヲ承度ト述べ、尚為念自身ノ考トシテハ転向ノ事實ガアリ更ニ確ナ筋ノ保証推挙等ガアルナラバ願書ノ受理ダケハシタシト附

加へた。次ニ医学部長ハ同ジ事情カラ復学等ヲ願出中ノ者ノ転向ノ事実ヲ見研メ又適宜ニ之ヲ指導スル為ニ二三ノ教室ニ分置シ可然仕事ヲ手伝ハセル状況ヲ紹介、又成績ヨクバ来学年初ニ復学カ否カラ審議シタキ心積リナル旨ヲ述べた。

当日は「大勢ハ改悛ノ実アルモノ復学ニ不賛成ナク、只ソノ事実ノ認定方法ニツキ質疑応答」が行われた。その後、新聞では復学への見通しが次のように報じられている。

更生の前途明るく学園に帰る帝大生 新学期から六名に復校許可

昭和七、八年ごろ県内赤化運動の尖鋭な闘士として活躍その後日本精神に目覚めて顕著な転向振りを示し執行猶予の恩典に浴した東北帝大学生六名がいよゝ四月の新学期と、もに復校を許され再び学園生活に戻らうとしてゐる。元同大学医学部四年生加藤学(二七) 同前田秀雄(二七) 二年生日野五郎(二六) 元法文学部三年生大沼孝志(三〇) 同門平謙三(二八) 及び現在文部省国民精神文化研究所にある栗原百壽(二七) の六君がそれで近く各学部教授会で右六君の復校問題が議せられることになった。加藤君外医学部の三名はすでに昨年九月から聴講生の形で研究にいそしんでゐる、法文学部の三名も二月転向に至るまでの動機と現在の心境を偽るところなく吐露した熱心な復校願ひを石原法文学部長あて提出し一方修養団体昭和会を組織するなど反省の日を送つてをり学生課でも十分更生の見込みがあるものと見てゐるので六

君とも揃つて復校が許可され四月から学園で再生のスタートを切ること、ならう(『東京日日新聞』一九三六年三月一日 宮城版)

三月二四日の評議会では、「転向学生ニ関スル件」について法文学部長および医学部長より再び報告が行われ、「格別ノ意見モナカツタ」。四月二一日の評議会では、「両学部長より元学生六名が復学した旨の報告があり、くわえて医学部長より、「医学部四名ノモノガ執行猶予ト決定サレタカラ前回ト同様教授ノ直接指導ニ附シ改悛ノ実アラバ再入学セシメヤウト考ヘタガ、通則ニ入学ハ学年始卜定メアル為困難スル故直チニ入学セシメ、直チニ謹慎ノ意ニテ休学セシメ、後ニ休学ヲトク方法ヲ採ルコトトシ差当リ八月三十一日マデ休学セシメタ」との報告がおこなわれた。この四名は三四年の「九・一事件」(後述)によつて検挙され、起訴・退学を経て三六三年三月一日に執行猶予の判決を受けており、速やかに復学の措置がとられたのであった。判決を言い渡した裁判長は、「執行猶予の判決を降した事に異論を唱へるものもあるかも知れないが(略)若い被告達の前途を考へ本心から改悛し更生を誓つてゐる彼等の身の立つ様にしたものだ。これで元学生であつた被告達も再び学園に帰りよき国民として立つて行く事が出来るであらう」と述べており、司法側も復学を支援していた。

その後、九月二九日の評議会では、法文学部長から復学希望の元学生について、学年途中からの復学の可否について評議会の見解が求められた。これを受けて評議会は一〇月三〇日、「再入学ハ各場

合ノ事情ヲ考慮シ由リ学年ノ中途ニ於テモ許可スルコトアルベシ」と決定し、学年途中での復学が実現する運びとなった。

東北帝大の場合、元学生の復学は基本的に学部教授会がその可否を決定したこと、また教授会および評議会は、学生の復学に可能な限りの便宜をはかったことがうかがえる。当時法文学部長をつとめていた石原謙は、「その後私はこの事件について心に深く喜びを感じた。一旦退学させた者を再び学窓に復帰せしめることの出来たことの喜びは固よりである」<sup>⑧</sup>と回想している。

なお九月二十九日の評議会では本多光太郎総長より、風見謙次郎学生課長<sup>⑨</sup>の後任として、「一般的方針トシテハ学生課長ハ教授ヲシテ兼ネシムル方訓育上好都合ナル」ことから、武内義雄法文学部教授を第一適任者としたとの発議があった。議員の間では賛成が多く全員一致で了承するところとなり、武内教授が十一月一日付で学生課長を兼官した。文部省には学内教授の学生課長兼任には強い反対意見があったといわれるが、それを押し切つて「教授兼学生課長」を誕生させたことについて、『東北大学百年史一 通史一』（二〇〇七年）は、「戦前の東北帝大が、ただ時流に身をまかせていただけではなかったことの一つの証明である」と評価している。

## 二 東北帝大における瀧川事件と学生

ここでは瀧川事件にもなう学生運動もしくは左翼運動に参加し、検挙や停学・退学などの処分を受けたのち、再び大学に戻った学生たちの動向を見ていく。法文学部に一九三三年から三六年にか

けて在学した河合徹の『回想録』<sup>⑩</sup>を軸として、他の学生の動向も紹介していくこととする。

河合徹（一九一〇—一九九二）は、旧制神戸第一中学から一九二九（昭和四）年に第一高等学校文甲クラスに入学した。河合の在学中は、一高内でもマルクス主義の影響を受けた学生運動が最も昂揚した時期にあたる。学校は検挙された学生に放校・除名といった厳しい処分を下し、河合と同年年であった塙正（のちの作家塙英夫）は除名、伊藤律・林通忠らは放校処分を受けるなど、多くの学生が学校を追放された<sup>⑪</sup>。河合は一九三〇年末から三一年初め頃、検挙されて本富士署に一〇日ほど留置された。「左翼学生とあまり交際はなく、書物は読んでいたが、組織とは何の関係もなく、たまたまビラを受取るぐらいのものであった」<sup>⑫</sup>にもかかわらず、学校が下した処分は無期停学であったという<sup>⑬</sup>。検挙拘留の経験について、河合は「生まれてはじめて自由を拘束され、虫けらのように罵倒され、なぐられ、蹴飛ばされ、あげくの果ては『今後一切左翼とは関係致しません』という一札をとられたその屈辱の思いは身にしみた。しかしまた一方大きな勉強もした。今まで書物で帝国主義とか弾圧とか権力とかいう言葉を覚えたが、この十日間の経験で、百冊の本を読むよりも国家権力の実態を自分の身体で覚えたことであつた」と記している。

河合は一九三三年三月に一高を卒業し、四月から東北帝国大学法文学部に進学した。まもなく瀧川事件が発生して東北帝大の学生にも抗議の機運が高まり、入学直後の河合も積極的に運動に関与して

いった。瀧川事件当時の反響や学生の動向は、『東北大学百年史—通史—』に詳述されている。そうしたなかで河合は、「僕自身今まで左翼の本を買い集めて読んだり、運動をしているという友人に金品を送って多少援助したりしたことはあったが、公然たる学生運動に参加したことはなかったもので、ただ無我夢中で動きまわっていた」。京大・東大と同様に、東北大でも高代会議（学生の出身高等学校ごとに組織された同窓会から、代表者が送られて構成される高等学校代表者会議）が抗議活動の中心となった。五月には京都帝大法学部学生大会より派遣された学生四名から事件の経過が報告され、六月一日に開催された第三回高代会議では、東京帝大および九州帝大とも連絡をとることが決議された。六月一六日には法文学部学生大会が開催され、学生課の集会禁止告示を破って三〇〇〜四〇〇名の学生が参加、東北帝大における抗議運動はピークに達した。しかしこの日以降、学生課や特高警察の圧力および教授会の授業ボイコット中止要請などにより、学内運動はやがて終熄していった。

短かった抗議運動のなかで、河合は第一高等学校の高代委員として、遠山景弘（二高）・栗原百壽（水戸高）らとともに奔走した。六月一六日の学生大会では大太鼓が打ち鳴らされたが、太鼓を持ち込んだのは河合と栗原だったという。また、東北大生からの大学どうしの連帯を訴える提唱によって、七月一日には大学自由擁護同盟結成大会が東京本郷の帝大仏教青年会館において開催された。大会議長を遠山景弘がつとめ、河合も当日および六月二九日、三〇日の

結成準備会に参加している<sup>13</sup>。河合の「終生の盟友となった」栗原百壽（一九一〇〜一九五五）は、高代会議メンバーとして活動するなか、六月二四日に他の学生四名とともに検挙された。同日、宮城県警察部を訪問して検挙の理由を求めた学生代表に対して、同県特高課長は「左翼運動ノ理由ニヨルモノ」であり瀧川事件に関連した検束ではないと諭示した<sup>14</sup>。けれども、この検挙の影響によって抗議運動が急速に衰えていったことは明らかである。大学自由擁護聯盟にも弾圧の手が回り、七月三一日に京都で遠山景弘が検挙された<sup>15</sup>。

河合徹もいつの時点か判然とはしないが、検挙拘留を経て大学から停学処分を受けている。九月二四日に大学自由擁護聯盟に関連して一一名が、九月三〇日から一月六日にかけては「党同盟関係に依り」一六名の学生が検挙されており、河合もその中の一人であった可能性が高い。そして一月七日に「瀧川問題に就き策動せる」学生二〇名が無期停学（宣告留保）、二二名が訓戒処分を受けた<sup>16</sup>。河合の出身校である第一高等学校に宛てて、東北帝大から以下の通知が送付されている。

昭和八年十一月二十九日

東北帝国大学学生課長 風見謙次郎

第一高等学校長 森 卷吉 殿

京大事件関係学生処分ノ件通報

京大瀧川問題ニ関連シ本年六月以降本学ニ於テ学内ヲ擾乱シ綱

紀ヲ紊シタル貴校出身学生ニ対シ今回左記ノ通り処分シ尚将来ノ  
為メ本人等ヨリ誓約書ヲ提出セシメ候ニ付此段御通報申上候

記

一、処分申請書

法文学部学生

氏名

右者綱紀ヲ紊リタル廉ニヨリ懲罰ニ附スベキモノト決定ス

但姑ク其宣告ヲ留保ス

東北帝国大学総長 本多光太郎 印

一、処分学生

法文学部昭和八年入学 河合 徹<sup>(註)</sup>

この後、河合が実際にどのような処分を受けたかについては、『回想録』には記述がなく「誓約書」も残されていない。河合は共産党や共青のような非法組織に関係しておらず、また一九三六年三月に修業年限通り大学を卒業しているため、拘留や停学処分を受けたにせよ、その期間は短いものであったと思われる。

河合は「結局僅か二ヶ月のたたかいで、京大事件は無惨な敗北に終わった。(中略)長い夏休が終つて郷里から学園に戻ってきた学生の顔には、無念の思いというよりも深い虚無の色が漂っていた」と記している。また、『回想録』には一九三四年の日記が引用されており、二月一〇日、滝川事件で運動を共にした学生の交流の場であった「集まるう会」有志による卒業生送別会が、次のように描かれて

いる。

出席者二〇名、卒業予定者五名。皆いわゆる物の分った人であるが、自分は何だか寂寥たる感に打たれた。その中に一人の信頼すべき青年はいない。その中に一人として、現在のインテリゲンチヤに対して「行け」と言い切る人はいない。皆がしみじみと語る回顧は、すべて失望と懷疑、敗北と蹉跎の言葉のみである。自分は啄木の詩を思い出し、また一九〇八年頃のロシアの青年を想像した。

しかしながら敗北感のなかで、学生たちはマルクス経済学の研究に本格的に取り組み始めた。河合は遠山景弘・清<sup>まじ</sup>信重<sup>のふし</sup>らとともに資本論研究会を結成し、「この研究会は、我々の精神を鼓舞し、勇気を与えた」という。三四年六月二十七日、共青の活動に関わった容疑で検挙されて起訴留保となり、大学から十一月一日に無期停学処分を受けていた清信重に宛てた書簡の中で、河合は研究会の様子を次のように伝えている。

《資本論そのものから弁証法を学べ》という宇野(弘蔵)さんの言は実に正しいと思う。(略)我々の会においても、一つの傾向としてあまりに早急に具体的なものに飛上ろう(上向ではなく)とする性急さを見る。例えば貨幣を学ぶとすぐインフレーションを持出して皆で分らなくなってしまう。これは我々の未熟という

ことは論外としても、方法論的に十分批判是正される必要がある。

(略)しかしながら来年是非やらねばならぬと思っているのは『日本資本主義分析』山田盛太郎の研究だ。我等の一切の研究の目的もこの分析にありこの廃絶にある。(略)農村問題座談会は十二月一日(昭9)学生会館でやった。三十人位集まった。木下(彰)講師を始めとし五、六人で分担してやったが、小生は前述の如き大きな理論的なものを扱って大失敗だ。平野(義太郎、引用者注)・山田の基礎規定を紹介するつもりだったが、いささかあがり気味、宇野さんも聞いていたので全く冷や汗ものだった。

こうした資本論研究会の活動には、宇野弘藏法文学部助教授が深く関わっていた。学生は「お互いに討論して分らなくなったところは、宇野先生に質問したり『論争』をしかけたりした」。河合は「僕が東北の学生生活やその後の思想生活の中で知り合った友人の多くは、何らかの意味で宇野先生とかかわり、その影響を受けたといえよう」として、のちに農業経済学の研究で活躍する栗原百壽をはじめ、清信重(岐阜県立図書館長)・山村董一(京都教育大学教授)・斎藤晴造(東北大学教授)・内藤知周(社会運動家)・大島清(法政大学教授)、高田富之(社会党国会議員)らの名を挙げている。

他方で宇野弘藏は、学生たちが講座派の影響下にあり「大部分、ぼくを労農派だと思っていたようだった。少なくともそれを目標にして闘っていたつもりのものであった」と見ていた。けれども宇野は、『資本論』のほうを教室で読んだことはほとんどない。そのかわり

に学生がやりたいといったらどこへでも出て行ってやる(略)助手や学生とはいつも議論していたから、それはぼくのマルクス経済学研究に大いに役立った。むしろその方が決定的といってよい」(註)と回想している。学生のなかには戦後マルクス経済学者や社会運動家として活躍した人物が多く、また宇野自身の研究にとっても学生との議論や交流が大きな意義をもっていたのである。

### 三 復学と学生生活

他方で共青などの組織に関係し起訴された学生には、前述のように厳しい処分が課された。たとえば栗原百壽は、共青の活動に参加した容疑で一九三四年二月九日に検挙され、七月五日の起訴にともない一〇日に退学処分を受けた。その後、栗原は国民精神文化研究所に入所し、三六年四月に復学が実現した。転向の姿勢を示すことによつて復学をめざしていた時期の栗原について、宇野弘藏は次のように記している。

同君が停学処分中一日私のところへ原稿をもってきて、これを何か雑誌に掲載するように世話してほしいと頼んだ時のことをもともよく覚えていて。おそらくこれはその論文のテーマが大東亜圏か何かを扱ったもので、その内容があまり栗原君のものらしくない印象を与えたためであろう。栗原君としてはこういう論文を見せて早く処分を解除してもらおうという意図をもっていたのではないかとも思われるが、元氣のよかった同君も流石に一時は精神

的にあせていたような感じを受けたものである。<sup>19)</sup>

一九三四年九月には「九・一一事件」とよばれる、共産党仙台市委員会の再建を企図した容疑で東北学院・第二高等学校・仙台高等工業学校ほか広範囲にわたる一斉検挙が行われ、東北帝大からは「医学部細胞」の学生・講師などあわせて六名が検挙・起訴された<sup>20)</sup>。このうち医学部四年であった高橋實(一九二一〜一九八九)は、三五年二月一四日に起訴され未決監に収容されるとともに、同日「学則第三十一条ニ依り退学ヲ命ズ」との通知を受け取った。病床から検挙され、未決監収容中に肋膜炎が悪化した高橋は、「とにかくともな医療を受けて病勢を止めなければ、と思った。保釈で出るにはいわゆる転向の一札をいれなければならない。私は書いた」<sup>21)</sup>。転向を表明した高橋は病気のため三五年八月に保釈され、三六年三月に懲役二年、執行猶予四年の判決を受けた。

先述したように東北帝大評議会は、かつて退学に付した元学生の復学を実施し、三六年四月に法文学部では栗原百壽ら三名、医学部では高橋實ら七名が復学した。うち高橋ら九・一一事件関係者四名は四月復学の形をとったが、実際には八月まで休学扱いとされ、教授の研究室におかれた。医学部に復学した加藤学は、共青に加盟した容疑で三三年三月二一日検挙、四月七日に起訴されて退学となっていた<sup>22)</sup>。加藤の復学に関しては、やはり出身校である第一高等学校に宛てて送付された通知が残されている。

昭和十一年五月一日

東北帝国大学学生課長 風見謙次郎

第一高等学校長 森 卷吉 殿

拜啓陽春の候益々御清栄ノ段奉賀上候

陳者既報退学処分ニ付シタル貴校出身元学生改悛ノ情顕著ナルヲ以テ左記ノ通り再入學許可致候間此段及御通知致候也

退学処分年月日 執行猶予年月日 再入學年月日

昭和八年五月一日 昭和十年五月三十一日 昭和十一年四月一日

氏名 加藤 学<sup>23)</sup>

加藤は自らの転向体験について、次のように振り返っている。のちにふれるように、加藤は転向学生で組織された団体発足に関係するが、転向学生はそれぞれの心に「深い傷跡」を残しながら学園生活に復帰したのであった。

ところで未決中にわれわれは転向を誓う上申書を書いたわけですが、この転向ということは、私の心の中に決着しないものを残しています。職業革命家でない学生などは、技術を身につけて世に出た方が世の中のためになるといふような上部からの方針があったのかどうか知りませんが、私たちはみな一斉に、といつてよいような形で転向して娑婆に出、お互いにそれを当然とする暗黙の了解があったかの如く行動したので、今思うと奇妙な感じさえしますね。(略)しかし何といつても転向は自分の良心を欺き、

同志を裏切る行為であった事は否定することができません。そしてその根源は自分の弱さでした。それゆえそれは、私の心に深い傷跡を残しました<sup>24)</sup>。

復学した学生に対しては、大学当局ならびに警察・司法の側から生活支援―行動の監視でもある―が行われた。三六年には宮城控訴院・宮城県警察特高課・宮城県連合保護会などの諒解のもとに・転向学生の「自治的修養団体」である「尚和会」が発足し、一月二五日に東北帝大学生会館において特高課長や本多総長・風見学生課長らを招いて発会式が行われた。加藤学による会の創立経過報告、本多総長等の祝辞に続いて「会員の転向に至る経路と現在の心境、今後の生活方針などを懇談」している<sup>25)</sup>。以後、尚和会は毎月会合をもち、三六年一月に思想犯保護観察法が施行されて仙台思想犯保護観察所が設置されたことにともない解散するまで活動を続けた<sup>26)</sup>。

尚和会の事業を引き継いだ仙台保護観察所は、復学した学生に対して授業料貸与を実施した<sup>27)</sup>。三六年一二月、大阪の転向者団体「同友会」が全国の転向者保護施設に行ったアンケート調査記録に、同年復学して尚和会に所属した高橋實の回答が残されている。高橋は「昭和十一年四月宮城県連合保護会付属尚和会々員トナル 学資ノ補給ヲ受ク」と記し、生計に必要な支出額を四十円、学生課職員から紹介して得た家庭教師による副収入一二円として、不足分を尚和会からの援助によって補充していた。また高橋は「現在の心境」に

ついて、「家族ニ対スル責任感ヲ持チ更生セント努メツ、アリ 昭和十三年三月卒業後ハ医師トシテ活躍ヲ期シツ、アリ」<sup>28)</sup>と回答している。

こうした転向者団体は、一九三七（昭和一二）年から日中戦争が本格化すると、国防献金その他の戦争協力を実施した。同年九月二五日、宮城県の尚和会（昭徳会仙台支部）は時局懇談会を開催し、憲兵隊長を招聘して「時局に対する講演を聴取して認識の昂揚を図り国防献金趣意書を配布して献金募集を為すこと」<sup>29)</sup>を決定している。

#### 四 文化運動の展開と挫折

転向学生の復学が実施された一九三六年は、ヨーロッパにおける人民戦線の影響を受けて反ファシズム文化運動が一定の盛り上がりを見せた時期でもあった。それは大学にも波及し、たとえば関西では京都帝大を中心に諸大学の学生が参加し、「学生を対象とした、学生自身の手による自主的な総合雑誌」<sup>30)</sup>として『学生評論』（一九三六年五月～三七年七月）が刊行された。東北帝大では一九三五年、医学部学生の法文学部共済部に対する働きかけから大衆新聞発行にむけての運動が始まり、翌三六年には教員も参加する形で新聞会が発足し、会長に石原謙法文学部長が就任した。そして一〇月二六日付で『東北帝国大学新聞』が創刊されるに至った。同新聞は一九三八年八月二〇日発行の第二八号を以て廃刊となったが、現在は創刊号しか残されていない<sup>31)</sup>。

さらに東北帝大においては、法文学部共済部やその文化活動をもとに三六年一二月に発足した映画鑑賞会、同年六月四日に公認団体となった経済学友会などが活発な文化運動を展開し、その概要は『東北大学百年史—通史—』に述べられている。東北帝大における文化運動について、中田二郎（永島孝雄）「三六年度に於ける学生の動向とその展望」（『学生評論』一九三七年一月）は、「同大学に於けるが如く、共済部、学友会等が諸種の文化的企画を行ひ一個の文化団体たるに至つてゐることは、それら団体が民主的・自主的性格を強く帯びてゐることと照応してゐることに注意す可きであらう。学生自らの要求する文化と学生の政治的民主的要求とは緊密に結び付いてのみ存在してゐるのである」と高く評価している。ただし最も文化運動の動向に注意を傾けていたのは官憲の側であり、『特高月報』には東北帝大における文化運動の様相も詳細に記録されている。

医学部に復学した転向学生も、独自の文化的活動を始めていた。一九三七年二月、太田正雄医学部教授（木下奎太郎）のもとに学生が集まり、「鷗外の会」が発足した。高橋實・加藤学・岩間幹男・日野五郎ら、転向を経て復学した学生が会員の中心で、思想善導が本来の目的でありながら「鷗外の作品の研究、更にヒューマニズムの研究、アンドレ・ジイドやジンメルを読んだり、実に内容の豊かなものであった」<sup>32</sup>という。太田は会の発足もない三七年五月に東京帝大に転任したため、かわつて河野与一法文学部助教授が指導を担当した。河野はフランス文学・哲学を専門とすると共に語学

の天才と称され、ロシア語を学んでいた河合徹らも河野の研究室に出入りしていた。

瀧川事件当時に抗議運動に参加した年代の法文学部学生は、一九三六、七年に大学を卒業していった。河合は三六年三月に法文学部を卒業し、船会社の九州にある支店に就職したが、同年末に退職して上京し、全国農民組合（全農）関東出張所の書記となった。九州に在職時、「僕はそこで『求心力』という個人新聞を発行し、一高や東北の同窓」に送り、「返事が来たのでこれを次々と掲載した」という。以上は河合の『回想録』によるが、『特高月報』（一九三八年一〇月）には、三六年「十一月河合徹、遠山景弘兩名に於て種々相談の結果手紙リレーを機関紙『求心力』に発展解消せしむること」に決し、爾來数回に亘り『求心力』を発行配布する処ありたり」と記されている。

その後、河合や栗原百壽（三七年三月卒業）・遠山景弘（三五年三月卒業・会社員）、また助手や副手として大学に残っていた茨木薫・山村董一・高田富之らによって、一九三七年一月に「杜の会」が結成された。この会に関する記録は『特高月報』（一九三七年一月・三八年三月・同一〇月）およびその記述をもとに作成された官憲資料しか確認できず、先ほど紹介したように『特高月報』の記述内容は信用性に欠ける。他方で河合は『回想録』のなかで杜の会について全くふれておらず、その実態は不明である。

東北大学史料館蔵「大学新聞関係書類」にある「『東北帝国大学新聞』中の左翼記事」<sup>33</sup>の記事題目一覧には、「ニュース 将来

を期待され『杜の会』誕生、文化団体関係者を中心に」(第五号 一九三七年二月八日)、「ニュース 支部増置、講演に座談会に澆刺たる杜の会」(第一五号 一九三七年八月二三日)という記事名が確認できる。同新聞には山村董一・茨木薫・中川清(栗原百壽)といった杜の会のメンバーが論説や書評を寄稿していた。先に述べたとおり実際の紙面は現存せず、記事の内容を確認することはできない。また栗原百壽の著作目録<sup>(34)</sup>には、『杜の会会報』に論説「ヒューマニズムに就て」(一九三七年三月)と「所謂性道德論の批判」(同年八月)が掲載されたとある。『杜の会会報』も現存を確認できなかった。疑義が多分に含まれているにせよ、ここでは『特高月報』の記載を紹介しておく。

**東北帝大関係者の文化団体結成** 新聞研究会にして法文学部本年度卒業の吉植悟、太齋正雄、國谷雄三郎等は学内文化運動と卒業生間の連絡による文化運動の発展を目的とする団体を結成すべく、予て左翼学生たる旧新聞研究会員河合徹、遠山景弘等の積極的支持を以て奔走中にありたるが之が具体化を見一月三十日仙台市東一番町明治製菓階上に於て関係者集合し次の如き方針に基く文化団体「杜の会」を創立するに至れり。

- (1) 学生文化運動は学内から発生し而も学内に止まる事なく社会に延長し影響されねばならぬ
- (2) 学内文化運動は実社会に於て生長した卒業生の許に於て強力に拡大されねばならぬ

(3) 卒業後学内文化運動との連絡を絶つてゐる実情があるが之を是正し連絡を保つ様になさねばならぬ(一九三七年一月)

ここに名前が記されている吉植・太齋・國谷の三名は、新聞研究会会員にして『東北帝国大学新聞』創刊の主力であったことが確認できる<sup>(35)</sup>。ところが河合徹、遠山景弘が在学時に新聞研究会と関係していた形跡はなく、とくに遠山は帝大新聞創刊運動がはじまり新聞研究会が発足する以前の、一九三五年三月に卒業している。この史料では「杜の会」結成の主体が学生となっており、卒業生が支援したと書かれているが、「杜の会」関係者が検挙された一九三八年二月の後、同年一〇月分の『特高月報』では、会の結成主体は遠山河合ら卒業生とされている。ちなみに三八年の検挙では新聞研究会関係者が五名検挙されているが、吉植・太齋・國谷の三名は検挙されていない。また、学内文化運動の方針を記した前掲の(1)(2)(3)よりも、次に掲げる三八年一〇月分の記載では、より政治性を帯びた活動方針(イ)(ロ)(ハ)に換えられている。検挙の根拠を説明するためのフレームアップが行われたとみることができる。

**杜の会の結成** 斯かる一方遠山景弘、河合徹と共に同人中の尖鋭分子と目され居りたる山村董一は、予てより運動の発展強化策として京都帝大に於ける学生評論、東大に於ける東大春秋の如く東北帝大にもこの種進歩的文化雑誌を発行すること、而して之が実現の為の主体或は指導体として東北帝大卒業の進歩的分子を広く

糾合せる文化団体組織の必要なること等を思考し居たるが、愈々その実現の緊要性を痛感するに至りこの事を同志間に提唱し各メンバーの意向を打診したるに全幅的支持を得る処となりたるを以て、文化団体結成趣意書を作成し之を学内外の同志に配布し、或は結成準備会を開催する等専ら之が実現に努力する処ありたる結果、遂に機熟し昭和十二年一月三十一日仙台市に於て杜の会の結成を見るに至れり。而して結成当時決定せられたる杜の会の活動方針大要次の如し。

イ、政治活動の沈滞せる現客観情勢下に於て、杜の会は広汎なる活動部面を有し重大意義を有するグループなること

ロ、高度のニュース作成は弾圧の好餌となり又大衆より危険視さるゝを以てその内容を低度のものとする

ハ、将来は意識分子を獲得し、之を核心とする総合雑誌を発行すること

斯くて杜の会はその後漸次組織を拡大し遂に仙台、東京、大阪、岡山に四支部を確立しメンバー四十数名を獲得するに至れり。

(一九三八年一〇月)

学生や転向を経験した卒業生らによる、文化活動の期間は長く続かなかつた。一九三八年二月一日、いわゆる第二次人民戦線事件とよばれる労農派教授グループの検挙が行われ、東北帝大からは宇野弘蔵助教授・杉森二郎助手が検挙された。これと同日、栗原百壽、遠山景弘をはじめとした杜の会メンバーの卒業生および東北帝大新

聞会関係の学生が検挙され、河合徹も二月六日に検挙された。その後も東北大学生・卒業生の検挙が続き、三八年の検挙者は一八名にのぼつた。

さらに鷗外の会も、「十三年の春には解散を命ぜられ」<sup>(36)</sup>た。これが二月一日以降の検挙の影響であることは明らかで、一部の会員学生は東北帝大新聞にも関係していたため検挙されている。文化運動の中核になつていた法文学部共済部は、三八年九月に解散を余儀なくされた。東北帝大における学生文化運動は瀧川事件ののちに一定の盛り上がりをもせたものの、研究・学問の自由とともに、あえなく踏みじられたのである。

なお『特高月報』(一九三八年一〇月)には、前述した「杜の会の結成」に続けて「日本共産党員指導による杜の会急進分子の共産グループ結成」に言及している。ここでは共産党多数派として活動し一九三四年に検挙されていた宮内勇と、遠山・河合が接触し、二人が宮内の指導に感銘を受け、「同志栗原百壽を誘ひ三名にて堅き盟約をなし共産主義グループ結成した」とされている。さらに東北帝大内における文化運動を共青再建活動に結びつけ、三八年一月下旬、学生たちが「独自の共青細胞を組織再建」したと記されている。検挙拘留を正当化するための創作が多分に混在していることは間違いないが、検挙者の大部分は長期拘留の末に起訴猶予となり釈放された。起訴の根拠はなく、その必要もなかつたからである。

おわりに―転向者たちの軌跡―

一九三八年二月に検挙された河合徹は、一年以上にわたる拘留のち、三九年四月二四日、遠山景弘と共に起訴猶予で釈放された。河合は後藤隆之助が主宰する昭和研究会の事務局に勤務した後、四一年三月九日、またもや治安維持法違反容疑で検挙され、四二年三月一四日に起訴猶予となった。栗原百壽は三九九年に帝国農会農政部に勤務し、調査研究の成果を『日本農業の基礎構造』（一九四三年）にまとめた。ところが四二年一二月、同書発刊の数日前にやはり検挙され、釈放されたのは一九四五年一〇月のGHQによる政治犯釈放指示においてであった<sup>(37)</sup>。瀧川事件に際し、京大・東大はじめ全国の学生を糾合した大学自由擁護聯盟において議長をつとめた遠山景弘に至っては、検挙後の拘留生活で結核を患い、一九四五年に敗戦を待たずして死去した<sup>(38)</sup>。

三八年に医学部を卒業した高橋實は、岩手県での地域医療に従事した経験をもとに『東北一純農村の医学的分析』（一九四〇年）を発表し、四一年には社会事業文献賞を受賞した。ところがこの著作が治安維持法違反に問われ、翌四二年一二月二五日に検挙、四四年三月三十一日に懲役二年、執行猶予五年の判決を受けた。その際の判決文は、以下のように「鷗外の会」について記している。戦局の長期化と悪化にともない、過去にはまったく問題にならなかった学習会が治安維持法違反とみなされていく典型的な事例である。

被告人は昭和十二年二月頃より同年十月頃までの間数回に亘り

仙台市片平丁仙鳳園に於て東北帝国大学医学部学生日・〇等と会合し森鷗外著「大塩平八郎」アンドレジイド著「ソヴィエト旅行記」等を左翼の見地より解説して同人等の共産主義意識の啓蒙昂揚に努めたる等諸般の活動を為し以て「コミンテルン」並日本共産党の目的遂行の為にする行為を為したるものなり

その事実は犯罪の証明十分ならざるを以て無罪なれども判示事実と包括一罪の関係ありとして起訴せられたるものと認むるを以て特に主文に於て無罪の言渡を為さず。<sup>(39)</sup>

東北帝大の場合、転向学生の復学は主として教授たちの尽力によって進められた。復学した学生は、可能な限り資本論研究や文化運動などに参加し、宇野弘蔵や太田正雄・河野与一といった教員も学生の指導および支援を惜しみなく行なった。ところが一九三七年以後、学問・研究や文化活動の自由が急速に奪われ、それまで何等問題にされなかった活動も、治安維持法違反の対象とみられるようになった。転向経験をもつ学生および卒業生にとって、弾圧と転向は一度きりの経験ではなく、戦時中を通して幾度も繰り返され、忌まわしくつきまとうものだったのである。

※東北大学史料館の永田英明氏には、資料搜索および閲覧にあたり多くのご教示を賜った。末筆ながら深く御礼申し上げます。

〔注〕

- (1) 拙稿「左翼学生の転向と復学―東京帝国大学における事例―」『東京大学史紀要』二四 二〇〇六年三月
- (2) 司法省刑事局『最近に於ける左翼学生運動』思想研究資料特輯第八五号 一九四一年五月
- (3) 「評議会関係書類」一九三三年二月二日。本稿では学内の公文書で知り得た被処分学生の個人名は、基本的にイニシヤルに変更した。ただし刊行物などで個人名が公表されている場合は、実名を明記してある。
- (4) 「国民精神文化研究所要覧」一九三九年三月。国民精神文化研究所の実態については、前掲拙稿および荻野富士夫『戦前文部省の治安機能―「思想統制」から「教学錬成」へ―』(二〇〇七年 校倉書房) 参照。
- (5) 京都大学文書館蔵「評議会記録」一九三五年一〇月一〇日。この史料を閲覧した際、氏名が記されている部分がマスキングされていた。隠された人名は、この記録の前後の部分や『特高月報』などの刊行物で容易に推定できるが、本稿ではイニシヤルで示した。
- (6) 前掲『最近に於ける左翼学生運動』
- (7) 「赤の転向者十六名に全部執行猶予の恩典 九・一一事件大団円」『東京朝日新聞』一九三六年三月一二日 宮城版
- (8) 石原謙「昭和九年から十二年まで」『東北大学法文学部略史』所収 一九五三年
- (9) 風見謙次郎は東北帝大に法文学部が設置された一九二二年(大正一一)に学生監に補され、官制上は法文学部助教授を兼任し、実質は本部専属の事務官として「学生ノ取締」にあたった。学生運動の昂揚に対応する形で一九二八年に各帝国大学に学生課が設置されると、風見は学生課長に就任し、三六年一月の辞任まで学生運動の取締りの中心となった(『東北大学百年史―通史一』)。風見は一月二七日付で免官となっている。
- (10) 河合徹『回想録―十五年戦争の中の青春―』一九八八年 日本図書刊行会。以下、とくにことわりのない限り河合の著作の引用は本書からである。
- (11) 第一高等学校「大正十五年以降 生徒処罰ニ関スル綴」東京大学駒場博物館蔵。
- (12) 前掲「大正十五年以降 生徒処罰ニ関スル綴」にこのときの処分は記されていない。同綴には三〇年一月二六日以降三年三月一日まで学生処分の記録がないため、記載が抜けている可能性がある。ただし河合は翌三二年一月二二日に所謂「三高戦事件」で、「不穩の行為」により停学処分を受けた。処分は二月二〇日に解除されており、『回想録』ではこの件について言及はない。河合が年代を誤っている可能性もある。
- (13) 内務省警保局保安課「滝川教授ニ関スル件」『現代史資料四二 思想統制』所収 一九七六年 みすず書房
- (14) 前掲「滝川教授問題ニ関スル件」
- (15) 文部省思想局「彙報 別輯2」一九三三年九月 『文部省思想

局思想調査資料集成』第二八卷所収 一九八一年 日本図書センター

(16) 『彙報』二八号 一九三三年十二月 『文部省思想局思想調査資料集成』第二六卷所収

(17) 東京大学駒場博物館蔵

(18) 宇野弘蔵『資本論五十年・上』一九七〇年 法政大学出版局

(19) 宇野弘蔵「栗原君とスターリン事件」『栗原百壽—その人と思い出』所収 一九六六年

(20) 東北帝国大学生課「昭和九年九月二於ケル仙台台地方組織一斉検挙概況」一九三五年三月、国立教育政策研究所教育図書

館「志水義障文庫」所収。

(21) 高橋實『わが愛は山の彼方に—高橋実・人と著作』萌文社 一九九四年

(22) 『特高月報』一九三三年四月

(23) 東京大学駒場博物館蔵

(24) 加藤学「非合法活動の一断面」『医学史研究会編『医療社会化の道標 二五人の証言』勁草書房 一九六九年

(25) 『東京日日新聞』一九三六年一月二六日宮城版。『特高月報』(一九三六年三月) 所収の「思想転向者輔導実績續」(昭和十年中)によれば、尚和会は準備中とされているものの、「加入せる転向者数」は九名、座談会開催は三回と記されており、既に三五年中に活動を開始していたことが示されている。

(26) 東北大学史料館蔵「訓育費使用通報綴」(学生課)には、学生

団体の課外活動に対する訓育費の支給額が記されており、三六  
年六月三日に「復学学生」のため三四円二〇銭、一月二八日  
に「転向学生訓話会」のために九円九六銭が支給されている。  
(27) 「授業料を貸して転向学生を救ふ 仙台保護観察所の快挙」『河  
北新報』一九三六年二月二日

(28) 法政大学大原社会問題研究所蔵「『同友会』の記録」

(29) 『特高月報』一九三七年一〇月

(30) 「復刻にあたって」『学生評論』復刻版月報1 白石書店  
一九七七年

(31) 『東北大学百年史一 通史一』

(32) 高橋實「生命の歓びの中に」前掲『わが愛は山の彼方に』所  
収。鷗外の会については、『東北大学百年史一 通史一』をは  
じめ、河野与一『学問の曲り角』(岩波書店 一九五八年)、『鷗  
外の会のことなど—仙台時代の李太郎』(李太郎記念館  
一九七七年)参照。

(33) 前掲『東北大学百年史一 通史一』

(34) 前掲『栗原百壽—その人と思い出』

(35) 東北大学史料館蔵「大学新聞関係書類」

(36) 前掲「生命の歓びの中に」

(37) 前掲『栗原百壽—その人と思い出』

(38) 前掲河合『回想録』

(39) 前掲『わが愛は山の彼方に』

(くわお こうたろう 学習院大学)